

(公印・契印省略)

総 基 用 第 95 号

令和 6 年 6 月 28 日

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長

今川 拓郎

災害時の位置情報の提供について（通知）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号。以下「ガイドライン」という。）第 41 条第 5 項の規定に基づき、電気通信事業者は、救助を要する者（以下「要救助者」という。）を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）からの要請により要救助者の位置情報の取得を求められた場合においては、要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得することができることとされている。また、同条第 2 項の規定に基づき、電気通信事業者は、あらかじめ同意を得ている場合、裁判官の発布した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報について、他人への提供その他の利用をすることができることとされている。

今般、救助機関が災害¹時の位置情報の提供の要請を行う場合における携帯電話事業者の対応について、総務省において、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及びガイドライン等（以下「電気通信事業法等」という。）における関係規律に照らし問題がないよう下記のとおり整理したので通知する。

なお、本通知の下記の整理及び取扱いは、災害時の位置情報の提供に限るものであり、災害時以外の位置情報の提供には適用されない。

記

¹ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

救助機関が災害時の位置情報の提供の要請を行う場合における携帯電話事業者の対応について、電気通信事業法等における関係規律に係る整理を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 前提

本通知において、位置情報とは、基地局位置情報又は GPS 位置情報を指すものとする。基地局位置情報とは、携帯電話事業者が通話やメール等の通信を成立させる前提として取得している情報を指すものとする。基地局位置情報は、基地局の識別番号、情報取得日時等によって構成される。GPS 位置情報とは、複数の GPS 衛星から発信されている電波を携帯電話等の移動体端末が受信して、衛星と移動体端末との距離等から当該移動体端末の詳細な位置を示す情報を指すものとする。GPS 位置情報は、緯度経度情報、情報取得日時等によって構成される。

2. 災害時の救助機関からの位置情報の提供の要請

(1) 携帯電話事業者は、救助機関²からの災害時の位置情報の提供の要請について、以下の事項が示されていることを確認した上で受け付けることとする。ただし、③が判明している場合は、①から④までのうち、①及び③のみによる要請を受け付けることが可能である。また、緊急（災害時）の場合は、①から④までのうち、③が不足していた場合であっても受け付けることができる³。

- ① 要救助者の氏名
- ② 要救助者の住所
- ③ 要救助者の電話番号
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、要救助者の特定に資する情報

² 救助機関とは、生命又は身体に対する重大な危険が切迫している状況下にある者を捜索し、救助を行うことについて、権限や責任を有する警察、海上保安庁、消防等の機関を指す。また、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置された都道府県災害対策本部及び法第 23 条の 2 の規定に基づき設置された市町村災害対策本部については、救助を行うことについて責任を有する部門が、同法第 50 条の規定に基づき被災者の救難、救助その他保護に関する事項を行う場合において、これをガイドライン第 41 条第 5 項に規定する「その他これに準ずる機関」に含まれることとする。加えて、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条（災害派遣）の規定に基づき派遣された自衛隊の部隊等については、「その他これに準ずる機関」に含まれることとする。

³ 緊急の場合、例えば、電話番号が分からない場合は、携帯電話事業者が個人を特定する場合に必要な最低限の情報（氏名、住所等）であっても、災害時の位置情報の提供の要請を受け付けることができる。

- ⑤ GPS 位置情報又は基地局位置情報どちらの取得を希望するか⁴
- ⑥ 位置情報を取得したい理由⁵
- ⑦ 提供を要請する救助機関名、責任者の署名⁶並びに担当者の氏名及び連絡先
- ⑧ 提供を要請する救助機関が、提供を受ける位置情報を救助の目的以外に使用しない旨を誓約していること。
- ⑨ 提供を要請する救助機関が、提供を受ける位置情報について、救助の目的のため他の救助機関に提供する場合には、あらかじめ提供先の救助機関名を明示していること。
- ⑩ 提供を要請する救助機関が、提供を受ける位置情報について、救助の目的のため他の救助機関に提供する場合を除き、その他の機関に提供しない旨を誓約していること。
- ⑪ 提供を要請する救助機関が、提供を受ける位置情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる旨を誓約していること⁷。
- ⑫ 提供を要請する救助機関が、提供を受ける位置情報が救助の目的のために必要がなくなった場合は適切に廃棄する旨を誓約していること。

なお、救助機関からの災害時の位置情報の提供の要請の際の参考例として、様式第1を示す（実際に救助機関において、本通知に記載の内容を踏まえた要請書が作成されている場合はそれに従うこととする。）。

⁴ GPS 位置情報の取得を原則とする。ただし、基地局位置情報を希望する場合には、基地局位置情報を選択すること。

⁵ 災害時の位置情報の提供の要請を受け付けるためには、理由の中で、要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していることを客観的に裏付けられること及び当該要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であることが示されていることを確認する必要がある。

⁶ 自署であることを要しない。責任者は例えば以下のとおりである。

警察	警察署長、都道府県警察本部災害警備担当課長
消防	消防長、消防署長、警防部長、緊急消防援助隊指揮支援隊長
海上保安庁	各管区海上保安本部警備救難部長相当職
地方公共団体	災害対策本部長
自衛隊	防衛大臣が指定する災害派遣実施部隊等の長

⁷ 安全管理には、少なくとも、提供を受けた位置情報を扱う従業者の必要かつ適切な監督や、提供を受けた位置情報を救助の目的のためにその他の機関に提供する場合における提供先機関に対する必要かつ適切な監督が含まれなければならないものとする。

(2) 携帯電話事業者は、救助機関からの災害時の位置情報の提供の要請について、次の①及び②の各要件⁸が満たされている場合に限り、「3.」に規定する手続にのっとり位置情報を取得・提供することができるものとする。

- ① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していることが客観的に裏付けられたものである場合
- ② 要救助者を早期に発見するために当該位置情報が不可欠であると認められる場合

3. 災害時の位置情報の提供の要請を受け付けた携帯電話事業者の対応

- ① 災害時の救助機関からの位置情報の提供の要請を受け付けた携帯電話事業者は、位置情報の提供の要請のあった要救助者が自らの契約者かどうかを確認し⁹、契約約款等¹⁰に基づき、当該契約者の端末の現在の位置情報を確認する。
- ② 要請を受けた携帯電話事業者は、救助機関に対して、当該契約者の端末の現在の

⁸ 例えば、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針 内閣府（防災担当）」の事例8に掲げられている「安否不明者の名簿」は、市町村が住民基本台帳と被災情報を突合した被災世帯情報を基に、避難所に対する問合せ等による安否確認を行った情報や安否不明者本人、家族、知人等からの安否情報等を反映し、作成されたものであることから、このような経緯で作成された情報については、災害時において、安否不明者の生命又は身体に対する現在の危険の存在が一定程度認められるものと考えられる。また、当該名簿を基に要請する際には、救助を要する者を検索し、救助を行うことについて、権限や知見、責任を有する警察、海上保安庁、消防等の機関による専門的判断の下、「要救助者」を対象として行われることを要する。例えば、当該名簿に記載された者に対して電話をかけるなどの方法により、安全が容易に確認できる場合には、要救助者からは除外し、簡便な手段によっては除外できない者のみを対象として携帯電話事業者が位置情報を開示した場合には、「当該安否不明者の位置情報を救助機関が取得するという避難行為をするよりほかに方法がない」と認められ得るものと考えられる。

他方、同指針の事例9に掲げられている「被災した可能性のある方の名簿」は、被災地における安否不明者の検索にあたり、活動範囲の分担や検索状況を管理する等のため、住民基本台帳情報を利用し作成した、災害発生時に被災地において、被災した可能性のある方の名簿であり、当該名簿をそのまま災害時の位置情報の提供の要請に使用することは適さないと考えられる。

⁹ 2. (1) ①から④までの情報を基に、一の契約者に特定されることを確認することとする。

¹⁰ 契約約款やプライバシーポリシー等、個人情報の取扱いを定めている文書のうち、利用者から同意を取得しているもの。

位置情報を提供する¹¹。

- ③ 契約者の端末の電源が入っていないその他の事情で契約者の端末の現在の位置情報を確認できない場合には、要請を受けた携帯電話事業者は、救助機関に対して、契約約款等に基づき、最後に確認された契約者の端末の位置情報を提供することができる。ただし、相当程度の期間が経過した位置情報については提供しないものとする¹²。
- ④ 携帯電話事業者は、原則として、位置情報の提供要請を受け付けた後速やかに、救助機関に対して提供の可否について通知するとともに、提供可能である場合は位置情報を提供するものとする。ただし、携帯電話事業者の通常の処理能力を超える量の提供要請があった場合はこの限りではないものとする。
- ⑤ 携帯電話事業者は、救助機関に対して、契約者の端末の位置情報を提供した場合は、事後に、主管課（総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課とする。以下同じ。）に、提供の事実、提供した日時、提供した理由、提供した位置情報の種別（基地局位置情報、GPS 位置情報）及び提供した契約者の数を通知するものとする。

なお、災害時の救助機関からの位置情報の提供の要請に対する携帯電話事業者の回答の参考例として、様式第2を示す（実際に救助機関又は携帯電話事業者において、本通知に記載の内容を踏まえた回答書が作成されている場合はそれに従うこととする。）。

4. その他

（1）連絡先の主管課への登録

携帯電話事業者は、災害時の救助機関からの位置情報の提供の要請を受け付ける窓口を設け、当該窓口の連絡先を主管課に登録するものとする。連絡先に変更が生じた場合は遅滞なく変更登録をするものとする。

主管課は必要に応じ、救助機関に、登録された窓口の連絡先を通知するものとする。

（2）主管課への照会

携帯電話事業者は、本通知の解釈について、主管課に照会を行うことができる。

以 上

¹¹ GPS 位置情報が提供できる場合は同情報を提供するものとし、同情報が提供できない場合は基地局位置情報を提供するものとする。ただし、救助機関が基地局位置情報を希望する場合には、それに従うこと。

¹² 相当程度以前に取得された位置情報については、要救助者の救助に資さない可能性が高いため、提供しないものとする。災害の状況により個別具体的に判断されることとなるが、要請受付前1週間以内等妥当と考えられる期間とすることが必要である。

(参考：様式の例)

様式第 1

災害時の位置情報の提供の要請書

年 月 日

(携帯電話事業者名) 殿

(救助機関名・責任者名)

1. 要救助者の氏名、住所、電話番号等

番号	氏名	住所	電話番号 (※ 1、2)	位置情報取得方法 (どちらかに○) (※3)		その他の要救助者の特定に資 する情報 (不明時は不明と記入)		
				GPS	基地局	生年月 日	氏名の 振り仮 名	その他 (性別 等)
1								
2								

- ※1 電話番号が判明している場合は、氏名、電話番号及び位置情報取得方法を記入。
- ※2 電話番号が不明な場合は、氏名（必須）、住所（必須）、位置情報取得方法その他の要救助者の特定に資する情報（不明時は不明と記入）を記入。
- ※3 GPS 位置情報の取得を原則とし、GPS 位置情報の取得を希望し取得できなかった場合は基地局位置情報取得に移行する。ただし、基地局位置情報を希望する場合には、基地局位置情報に「○」を付すこと。

2. 位置情報を取得したい理由

理由	チェック欄
判明した電話番号に架電するも不通となるなど安全が確認できず、要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であることから、緊急避難に該当すると判断したため。	
((あれば) その他追記事項)	

3. 照会に至った経緯

要救助者の存在を覚知した日時	
要救助者の存在を覚知した場所	
要救助者が置かれている状況	

4. 誓約

誓約事項	チェック欄
提供を受ける位置情報を救助の目的以外に使用しません。	
提供を受ける位置情報が救助の目的のために必要がなくなった場合は適切に廃棄します。	
提供を受ける位置情報を、救助の目的のため他の救助機関に提供する場合を除き、その他の機関に提供しません。	
提供を受ける位置情報の安全管理のために必要かつ適切な措置※を講じます。	

※安全管理には、少なくとも、提供を受けた位置情報を扱う従業者の必要かつ適切な監督や、提供を受けた位置情報を救助の目的のためにその他の機関に提供する場合における提供先機関に対する必要かつ適切な監督が含まれなければならないものとする。

5. 位置情報を提供する他の救助機関

提供を受けた位置情報を、救助の目的のため提供する可能性のある救助機関名

機関名	
機関名	

6. 連絡先

担当者名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	

(参考：様式の例)

様式第2

災害時の位置情報の提供の要請に対する回答書

年 月 日

(救助機関名・責任者名) 殿

(携帯電話事業者名)

〇月〇日付け災害時の位置情報の提供の要請に対して、以下のとおり回答する。

1. 位置情報の提供

番号	氏名	電話番号特定 の可否 (※)	提供の可否	位置情報		提供した位置情報が 過去の位置情報の場 合は、取得時期
				GPS	基地局	
1						
2						

※要請時に電話番号が不明であり、電話番号の特定に至った場合には、記入すること。

2. 連絡先

担当者名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	